平成２９年（フ）第９７号
北海道苫小牧市新明町４丁目18番５－105号
債務者　大野　貴幸
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１２６号
北海道苫小牧市泉町１丁目13番13号ＡＮＥＸ泉106号
債務者　菅原　知子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１２８号
北海道苫小牧市永福町２丁目９番14号　井上マンション202号
債務者　上川原　治
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１３０号
北海道苫小牧市永福町２丁目９番14号　井上マンション202号
債務者　上川原真樹
1　決定年月日時　平成29年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６４１号
仙台市青葉区八幡５丁目９番36－601号
債務者　目黒真由美
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
福島県いわき市平上荒川字桜町50番地の４　オーシャンハイツ208
債務者　木村　幸夫
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６５号
福島県いわき市平上荒川字砂屋戸179番地の５　グリーンハイツ201
債務者　謝花真由美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第６９号
福島県いわき市小名浜野田字田中34番地の１
債務者　入舩　貴志
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１５９号
茨城県坂東市逆井3907番地
債務者　石本まゆみ（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１８３号
茨城県桜川市真壁町下谷貝456番地
債務者　長谷川邦明
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１８７号
茨城県古河市中田新田34番地５　県営５－５－４
債務者　早川　浩子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第１９４号
茨城県坂東市生子2315番地
債務者　阿部　　亮
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第９２号
富山県射水市鏡宮263番地４
債務者　堀田　欣伸
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１０４号
富山県高岡市戸出町３丁目23番38－106号　コーポエイム、前住所福井県坂井市春江町江留上旭６番地11　シルバークレスト　201号室
債務者　中野　文彦
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２２９号
山梨県甲州市塩山上於曽601番地　アパートメントハウス志村５号
債務者　内田　寿子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２４０号
山梨県中巨摩郡昭和町西条3796番地　ストロベリーハイツ201号
債務者　二俣　美穂（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
長野県上田市五加692番地１
債務者　藤生　大輔
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長野地方裁判所上田支部